

(3) わが国水道産業による事業参画スキームについて

現行の法規制から想定されるわが国水道産業が新規事業に参画する場合の事業スキームを図 3-7、図 3-8 に示す。

事業範囲に管網の管理を含む場合は政府との合弁企業が条件となるため、事業スキームは図 3-7 に示す通りと考えられる。わが国の企業と現地政府と合弁企業を設立し、この合弁企業がコンセッション契約により事業権を得て事業を実施する。合弁企業は水道事業を行うものとして別途、水道事業体としての免許（証書）を取得し、事業報告を自治体に対して行わなければならない。

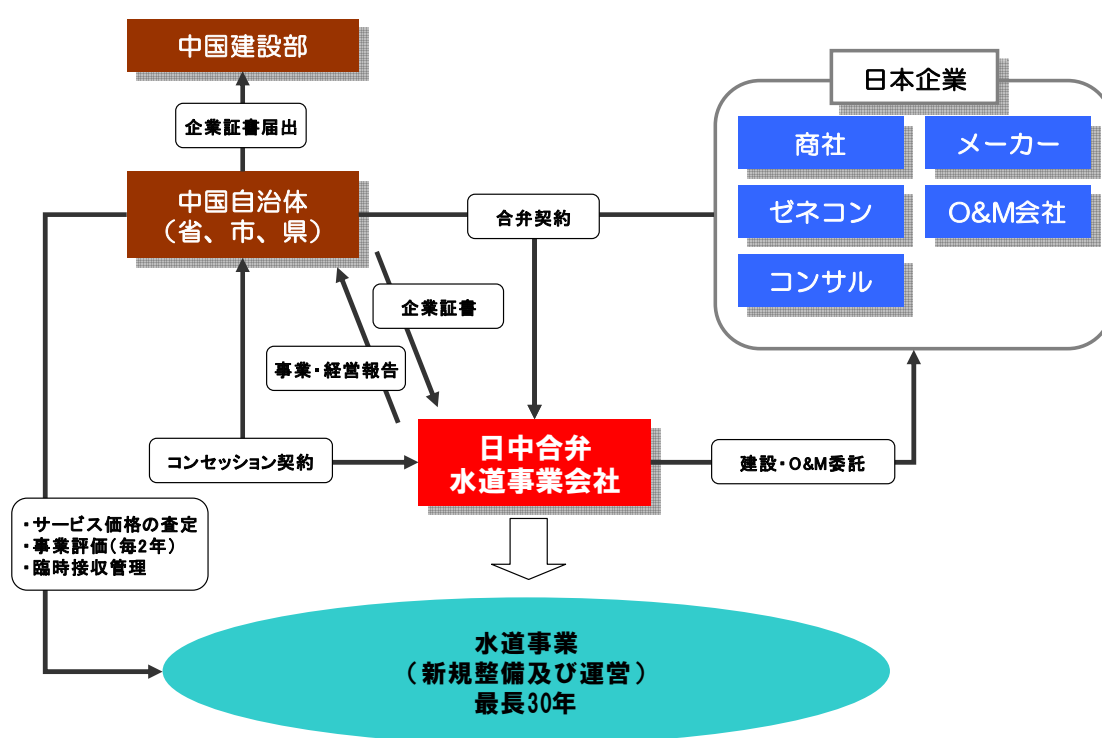


図 3-7 新規事業参画の想定スキーム（配水管網を含む場合）

省エネ技術を導入した浄水場の建設事業など管網を除く事業については、政府との合弁企業の設立は法規制上の条件とはならない。この場合に想定される事業スキームを図 3-8 に示す。わが国の水道産業は単独で運営主体と成れるが、浙江省建設庁との協議では浄水場など管網を含まない事業についても行政機関からの承認手続きなどの点で外資単独は現実的ではないとの見解が示された。管網管理を除く場合でも施設運営を担う場合は、事業手続き、次項に記す留意事項を考慮すると、中国企業または中国政府機関との合弁企業を設立しての参画が現実的と考えられる。

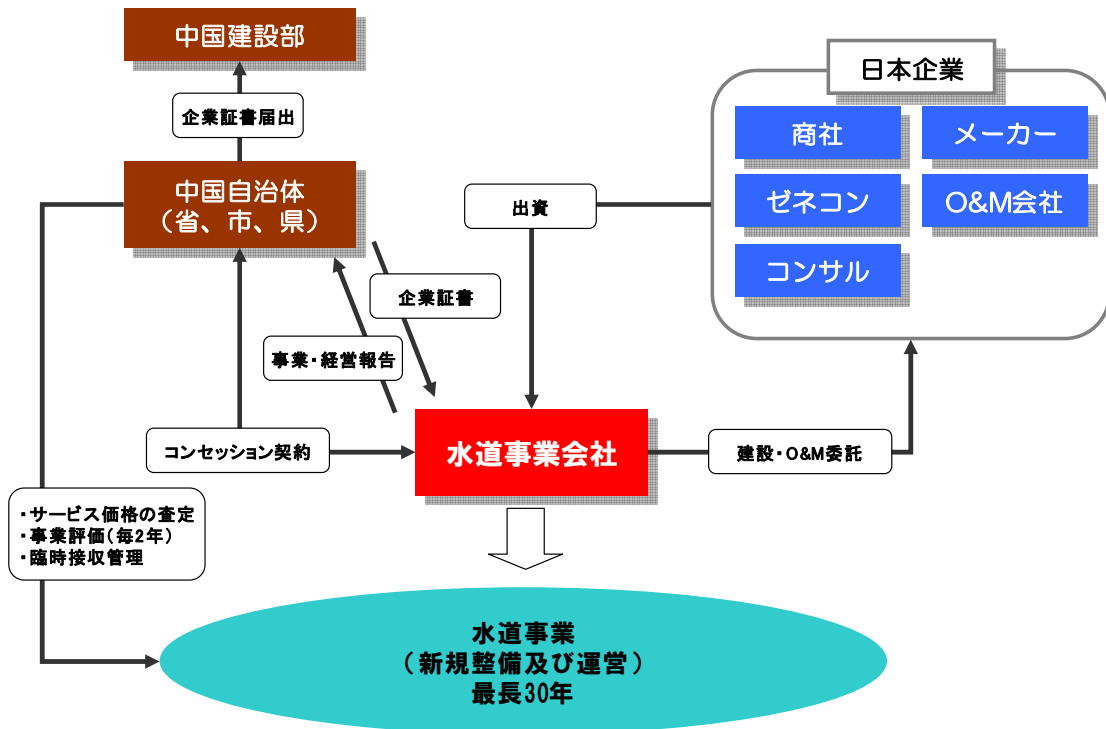


図 3-8 新規事業参画の想定スキーム（配水管網を含まない場合）

(4) 事業実施までの手続きについて

浙江省における事業申請から事業実施までの手続きと申請先となる政府機関を図 3-9 に示す。

水道事業の許認可権限は県が保有しており、水道事業を実施するに当たっては、県の人民政府の担当部局の承認、許可を取得しなければならない。但し、①給水能力が 50,000m³/日以上以上の施設を建設する場合、または、②事業への投資額が 3,000 万米ドル以上の場合、事業の許認可は省の権限となり、図 3-9 に示す各担当部局への申請は省の部局になる。

事業実施に必要な手続きにおいて、特に留意すべき点は、F/S の審査と水道料金の審査が分離されており、担当する部局も異なることが挙げられる。F/S 審査は事業性の観点から発展改革委員会により審査され、物価局による水道料金の審査は他地域との料金格差や公共料金としての妥当性などを観点に審査される。事業計画の際に現行料金や他地域の料金も参考に自治体として承認できるレベルの料金になるよう留意する必要があると考えられる。